

独立行政法人航空大学校の見直し

令和7年8月29日

国土交通省

第1 基本的な考え方

独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者（以下「操縦士」という。）を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的としている。

大学校の事業は、「交通政策審議会航空分科会基本政策部会／技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」（平成26年7月）、2030年訪日外国人6000万人の政府目標を定めた「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月）（以下「観光ビジョン」という。）等における操縦士の養成・確保に係る政府方針を受けて遂行されており、政府方針を踏まえた操縦士の供給能力の強化のため、平成30年度以降は入学定員を年間72名から108名に拡大させている。他方、大学校における養成に要する期間については、入学定員拡大直後の令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により訓練が一時中止を余儀なくされたこと等の影響を受け、現在、本来2年間で養成すべきところ卒業まで3年半程度を要する状況（以下「訓練遅延」という。）が生じており、大学校はその解消に向けて取り組んでいるところである。

一方で、近年の航空業界の状況としては、新型コロナウイルス感染症の拡大が国内外の航空需要に深刻な影響を与えたが、「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月観光立国推進閣僚会議決定）でも「2030年6,000万人の目標は十分達成可能」とされたとおり、令和3年以降、航空需要は急速に回復し、令和6年には訪日外国人旅行者数が過去最高を記録した。今後も航空需要は一層の増加が見込まれており、IATA（国際航空運送協会）の推計によると世界の航空旅客数は2030年以降も大幅な増加が見込まれるなど、航空業界は中長期的にも成長が期待されている。こうした中、操縦士が航空会社の機長として第一線で活躍するまでには約10年の訓練期間を要すること、現在主力となっている50代の操縦士の将来における一斉大量退職が見込まれていることも踏まえると、操縦士を安定的に供給していくことは、引き続き、我が国の政府目標の実現や安定的な航空輸送の確保のために極めて重要である。

このような状況を踏まえ、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会 最終とりまとめ」（令和7年3月）では、今後の航空需要の増加を支えるため、外国人操縦士、シニア操縦士等の既存リソースの有効活用や、私立大学等の民間養成機関の活用促進にも取り組むこととされたが、同とりまとめにもあるとおり、これらの施策に取り組むとしても、2030年訪日外国人6000万人とそれ以降の航空需要の増加を支えるためには、国内唯一の公的養成機関である大学校において引き続き、我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を、景気の状態に関わらず毎年100名規模で安定養成することが求められる。

大学校の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 航空機操縦士養成事業

(1) 操縦士の安定的な輩出

我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出するため、現在の養成規模を維持するとともに、引き続き、学生への訓練の適切な実施、資質の高い学生の確保等を適正に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

操縦士が航空会社の機長として第一線で活躍するには約10年の訓練期間を要することから、中長期的な視点により操縦士を安定的に供給することが極めて重要である。

現在、我が国航空会社の操縦士の年齢構成は50歳代に偏在しており、2030年頃から操縦士の大量退職が発生することが見込まれ、操縦士の将来的な不足が懸念される。加えて、「観光ビジョン」においては、訪日外国人旅行者数の政府目標が「2030年に6000万人」と定められている。これらに対応した操縦士の養成・確保がますます重要となっていることから、大学校では、若手操縦士の養成を拡充するため、平成30年度以降、入学定員を年間108名に拡大し、着実な訓練の実施に取り組んでいる。

また、大学校は、近年、訓練遅延を改善するため、訓練カリキュラムの効率化や訓練管理の強化等を行っており、こうした点も含め、今後も質の高い操縦士を安定的に

輩出することが最重要課題と位置づけられる。

(2) 航空安全に係る教育等の充実

理事長のリーダーシップの下、航空事故・重大インシデント0件を目標に、これまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行う等により、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、引き続き、安全運航の確保を図る。

【上記措置を講ずる理由】

安全運航は操縦士にとって最重要の課題であり、第5期中期目標期間においては、令和5年9月に帯広分校で滑走路外着陸による航空事故が発生するなどしたが、大学校は、再発防止のため安全教育を徹底するなど、航空事故・重大インシデントの防止に取り組んできた。引き続き、理事長のリーダーシップの下、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図っていく必要がある。

(3) 私立大学等の民間養成機関への技術支援及び裾野拡大

大学校の教育の質の向上を図るに当たり得られた知見や教育・訓練内容の提供等、民間操縦士養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資する技術支援をより積極的に実施する。また、将来を担う操縦士の確保に向けて、引き続き、航空思想の普及・啓発等の取組により裾野拡大を図る。

【上記措置を講ずる理由】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)では、「私立大学等への技術支援等の取組により、民間におけるパイロット養成の規模拡大及び能力の向上を図」ることとされている。大学校としては、まずは訓練遅延の解消に優先的に対応する必要があるが、私立大学等の養成レベルは依然として十分とは言えないことから、訓練遅延の解消後は、私立大学等の民間養成機関に対し、より積極的な技術支援を行い、民間における養成規模拡大及び能力向上を後押ししていく必要がある。また、操縦士の高齢化に伴う大量退職時代の到来等を見据え、将来的な操縦士人材の確保の観点から、裾野拡大の取組も引き続き行っていく必要がある。

第3 組織の見直し

(1) 組織形態の見直し

引き続き操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を果たすとともに、我が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与するため、現在の組織形態を維持する。

(2) 組織体制の整備

訓練遅延の早期解消を図り、質の高い操縦士を安定的に輩出するため、引き続き高いレベルの教育を提供するとともに、組織のパフォーマンスを最大限に発揮するため、必要な組織体制の整備を図りつつ、人材の確保・育成、技術の継承を図る。

(3) 支部事業所等の見直し

大学校における操縦士養成事業においては、フライト課程ごとに使用する機材や訓練内容が異なっており、また、多数の飛行場や訓練空域を利用できることが効率的・効果的な訓練の実施のために重要であることから、引き続き、本校及び各分校の施設及びその周辺空域を最大限活用して訓練を実施していくことが必要であり、宮崎・帯広・仙台の3校での養成を継続する。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

1. 業務運営体制の整備

(1) 管理運営の効率化

これまで、業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努めていく。

(2) 内部統制の向上

大学校は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）に基づき、内部統制の推進体制を整備するとともに、理事長及び分校長を含めた会議を定例的に開催し、大学校全体の業務執行及び組織管理・運営等について実態を把握

し、継続的な分析、必要な見直しを行っており、引き続き、理事長のリーダーシップのもと、内部統制の充実・強化を図る。また、監事監査及び内部監査を適切に行っていくことにより、監査機能の実効性の向上に努める。

(3) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

2. 財務内容の改善

(1) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(2) 自己収入の増大

第5中期目標期間においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、昨今の物価高に応じた訓練経費等を確保するため、令和6年度に受益者の負担率の引き上げを行った。令和8年度以降については、訓練遅延の解消を行った後、訓練受託等の自己収入の拡大に向けて、必要な取組を実施する。

(3) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができるとある事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(4) 給与水準の適正化

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表する。

(5) 中期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

上記1（1）～2（5）のほか、既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。